

コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

No	コメントの概要	金融庁の考え方
信用金庫法施行規則第 115 条第 1 項第 1 号ハ、協同組合による金融事業に関する法律施行規則第 52 条第 1 項第 1 号ハ、労働金庫法施行規則第 97 条第 1 項第 1 号ハ関係		
1	「貸借対照表の貸倒引当金勘定に計上されるものの額のうち当該貸出金に対して計上される額」については、「個別貸倒引当金」のみが該当するとの理解で良いか。	ご理解のとおりです。なお、同一人に対する信用の供与等の額を算出するにあたり当該規定により控除して計算するものとされる貸倒引当金については、バーゼル銀行監督委員会公表の大ロエクスポージャー規制に係る規則文書（2014 年版）をご参照ください。
2	「貸借対照表の貸倒引当金勘定に計上されるものの額のうち当該貸出金に対して計上される額」は、一般貸倒引当金は含まず、個別貸倒引当金を指すとの理解でよい。また、その場合、一般貸倒引当金は含まれないことを明確化していただきたい。	※バーゼル銀行監督委員会による最終規則文書「大ロエクスポージャーの計測と管理のための監督上の枠組」の公表について（金融庁ウェブページより） https://www.fsa.go.jp/inter/bis/20140418-2.html